

須坂市耐震改修促進計画

2026年（令和8年）3月改定

須 坂 市

改定に至った経緯

須坂市では、平成 20 年 3 月に「耐震改修促進法」に基づく「須坂市耐震改修促進計画」を策定し、これまで 3 回の改定を経て、住宅・建築物の耐震化に取り組んできました。

平成 28 年 4 月、令和 3 年 3 月の改定では、計画期間をそれぞれ令和 2 年度末、令和 7 年度末に延長するとともに、目標となる建築物の耐震化率について見直しを行い、耐震化の促進に取り組んできましたが、未だ多くの耐震性能の低い住宅や建築物が残されている状況にあります。

平成 28 年の熊本地震及び令和 6 年の能登半島地震では、旧耐震基準の木造建築物は、新耐震基準のものと比較すると顕著に高い倒壊率となっており、住宅・建築物の耐震化を一層促進することが大変重要となっています。こうした中、今回の改定では、「計画期間の延長」を行うとともに、「住宅・建築物の耐震化率の目標値」や「耐震化を促進するための施策」などについて見直しを行い、引き続き、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むこととしました。

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係・・・・・・・・・・・・・1
- 3 県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 6 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・・6
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標・・・・・・・・・・・・・18
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・・24
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・・26
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・・・・・・28
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・・・・・・29
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 6 地震被害からのリスクを軽減するための方策や日頃からの災害への備え・・・・・・・・・・・・・31

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・・・・・・32
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 5 地元自治会等との連携策及び取り組み支援策について・・・・・・・・・・・・・33
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・34
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・34

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・・・・35
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

- 別表1及び2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

はじめに

1 計画の目的

須坂市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の市計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本市における他の計画（須坂市総合計画、須坂市地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

「須坂市総合計画」

第六次須坂市総合計画の第2部基本構想・第3部後期基本計画・基本目標5安全・安心で快適な生活と美しい自然環境がともにあるまち・基本施策9快適で便利な都市基盤のあるまちづくり・施策23安心で快適な住環境の促進の中で、一般住宅などの耐震診断・耐震補強の支援について定められています。

「須坂市地域防災計画」

須坂市地域防災計画の震災対策編において、第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくりの中で、建築物の安全化について定められています。

具体的には、

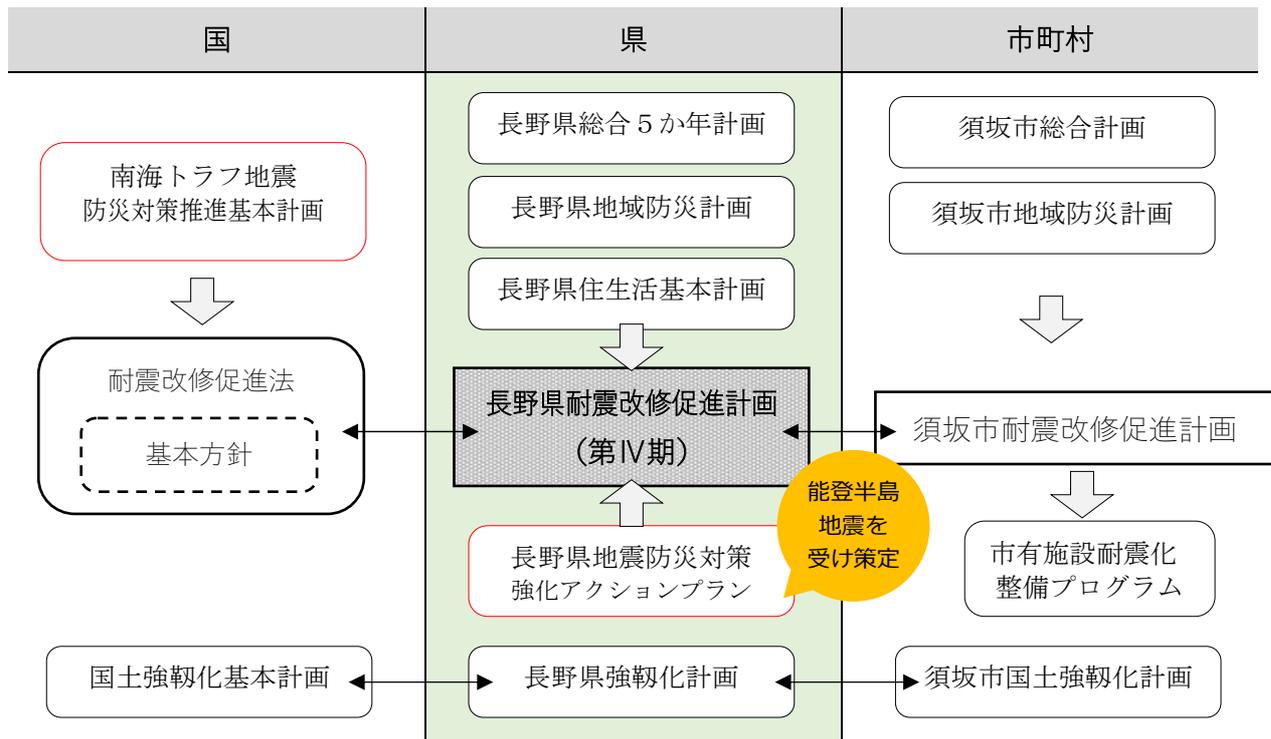
ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

イ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策の推進に努める。

ウ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策等を図る。

こととされています。

(図-1) 本計画の位置づけ

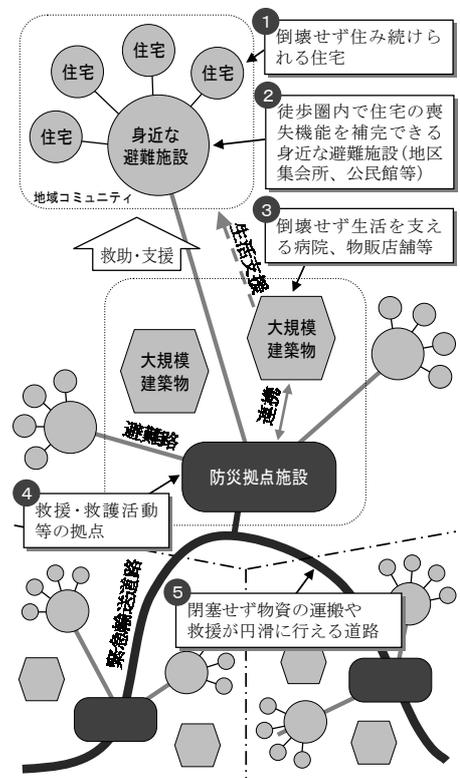


3 県との連携

「県と市町村との協議の場」被災後もできる限り日常生活を継続できるまちをめざして

安心・安全な日常生活は県民の確かな暮らしの礎であり、大規模地震による被災時にもできる限り日常生活が継続できることが望ましく、東日本大震災以降、被災後の事業活動が課題となり事業計画（BCP）の策定等が進みましたが、これも事業を支える県民の暮らしが継続してこそ成立するものです。

このため、地震が発生した後も自らの住まいや職場などで、できる限り日常に近い生活が送れるよう、生活者の視点に立ち住宅やその他の建築物が地震に備えて確保すべき事項を区分して整理し、その確保に向けてワーキンググループを設置し検討を行い、その結果を平成27年5月に取りまとめました（図-2）。



(図-2) 「被災後もできる限り日常生活を継続できるまち」のイメージ

4 計画期間等

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、前計画（令和3年3月策定）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

5 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越地震、そして平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月の熊本地震では、同一地域において約28時間の間に震度7の地震が2度発生し、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生じました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)
長野県北部の地震



(H23.6)
長野県中部の地震



(H26.11)
長野県神城断層地震

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊焼失棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法等の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性が高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都圏直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、法施行令第4条の通行障害建築物に、建

物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

6 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では別表1の市の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、(3)並びに(4)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています（表1-1、図1-1）。

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。（表1-2）

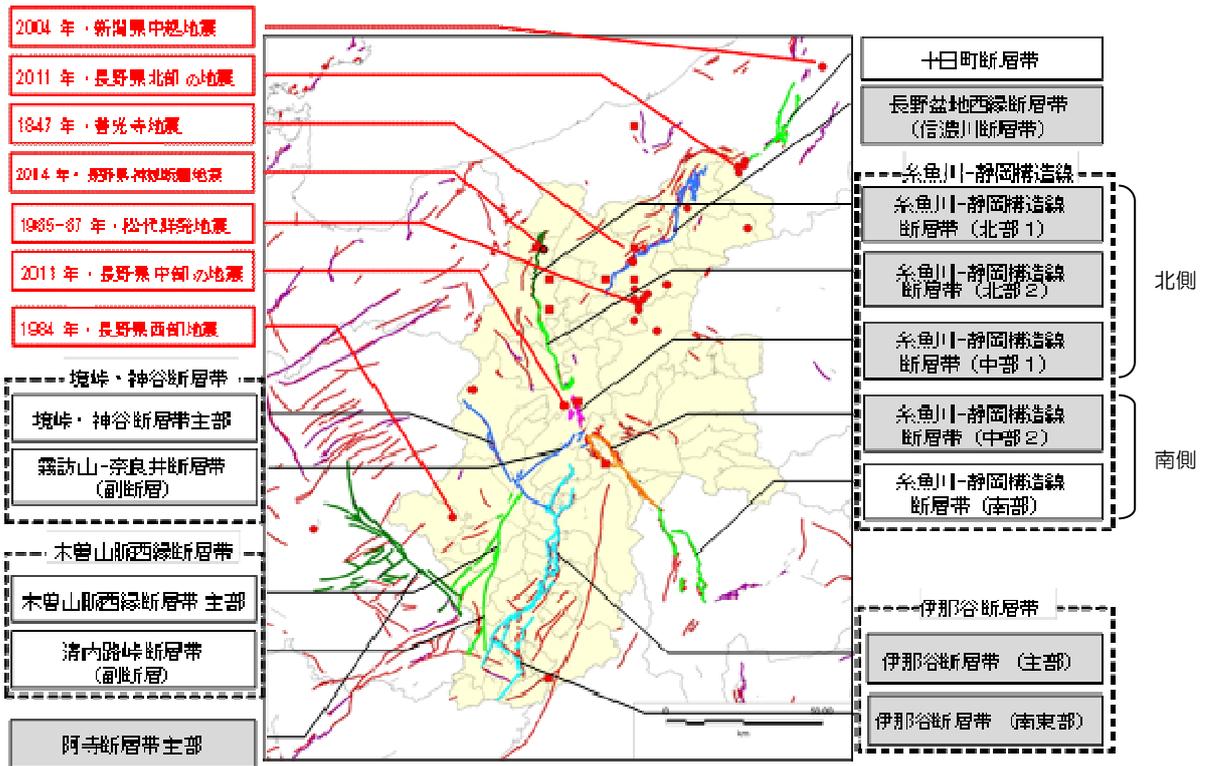
（表1-1）想定地震の概要（出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書）

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

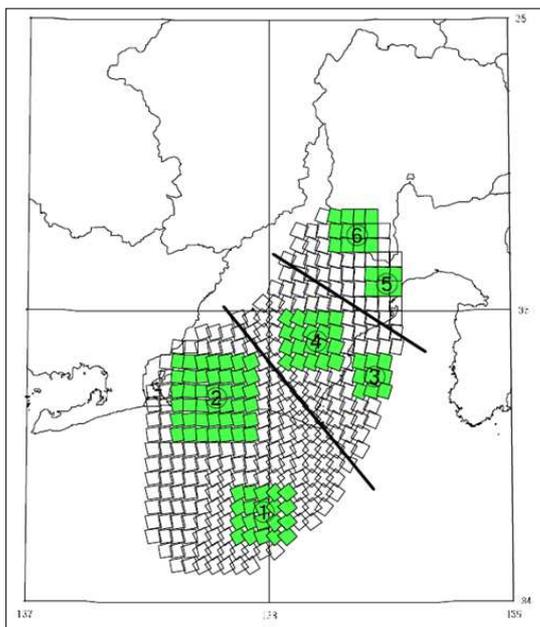
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M₄～M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部長（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

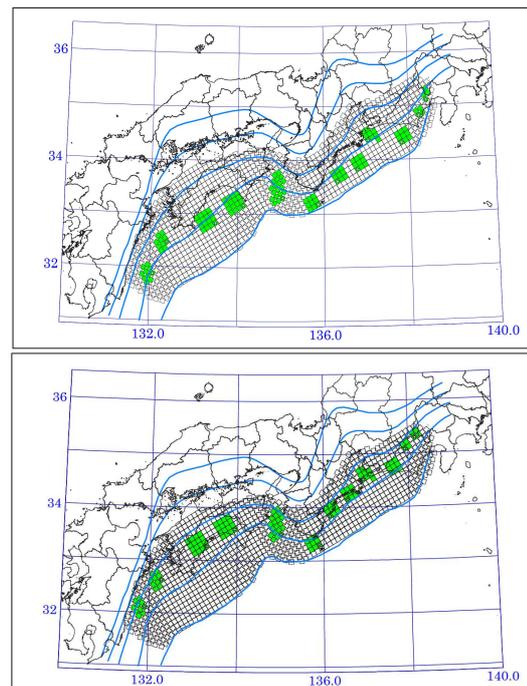


■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)



(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
 中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
 内閣府(2012)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等 (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書)

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は 0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側)諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 20~50% (BPTモデル) 60~90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース)飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース)飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7.10 地震調査研究推進本部による。

※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

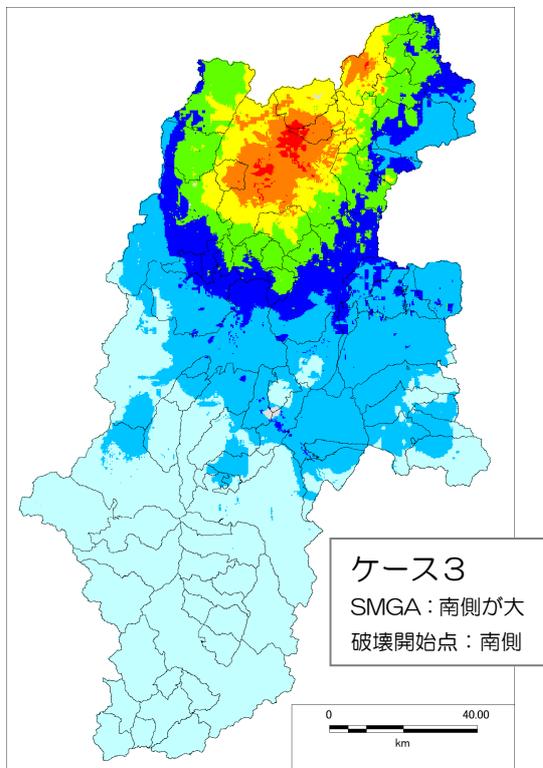
※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4～13のとおりとなります。

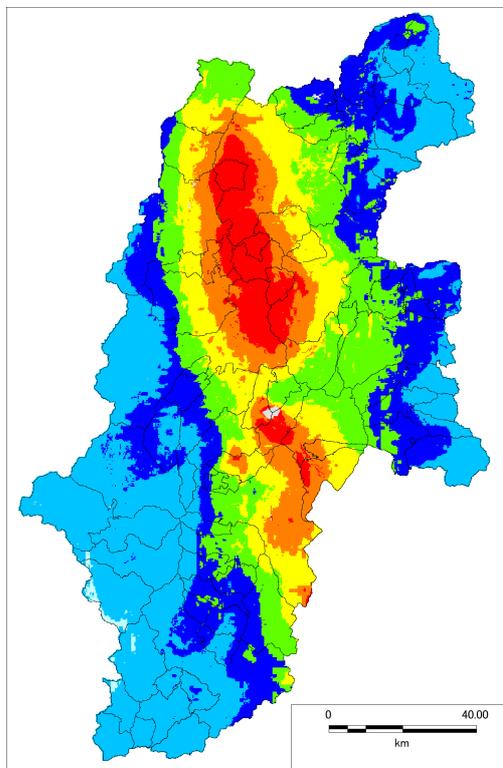
（出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書）

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

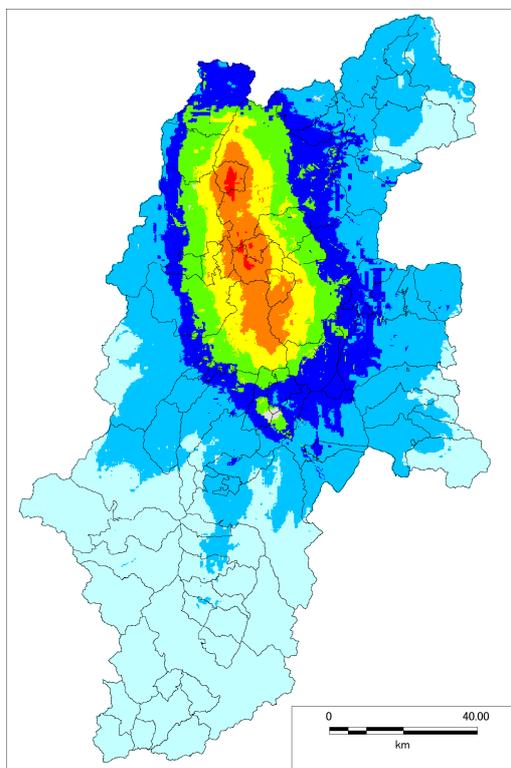
※5 建築物被害ケースが最大のケースを示す。



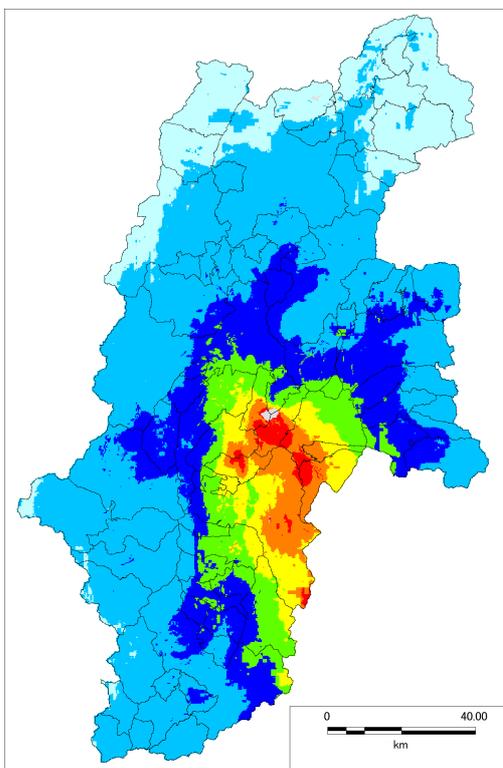
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



(図1-5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体: Mj8.5)

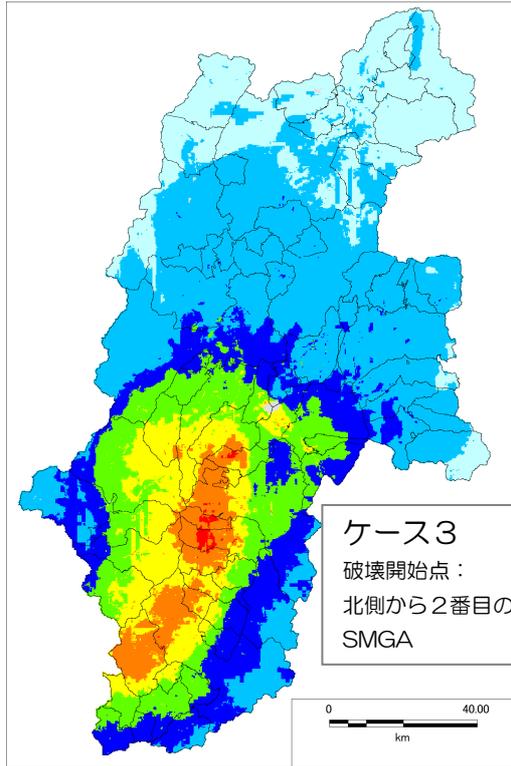


(図1-6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側: Mj8.0)

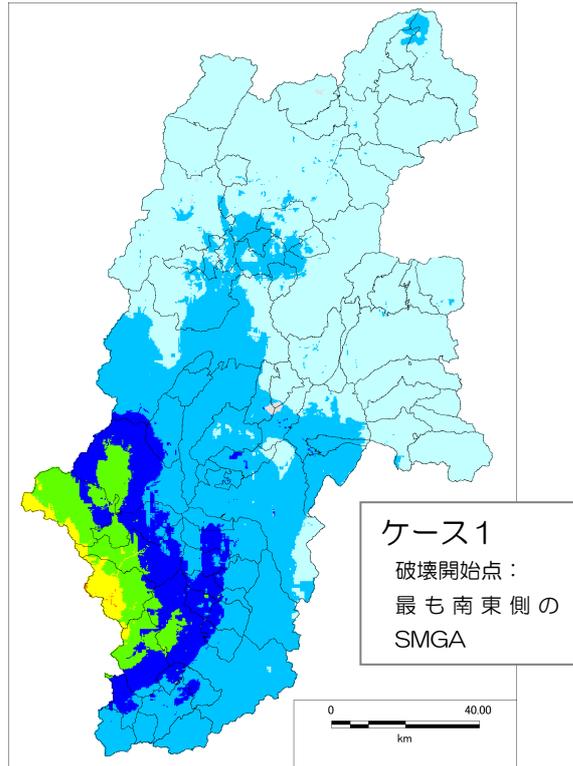


(図1-7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側: Mj7.9)

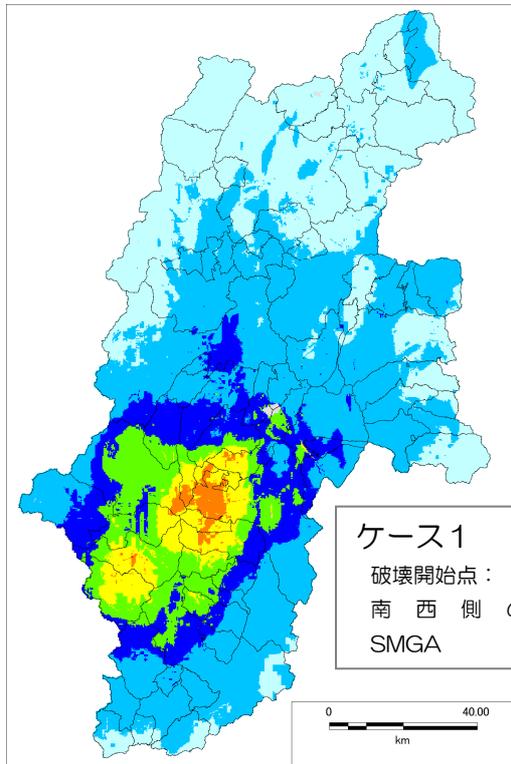




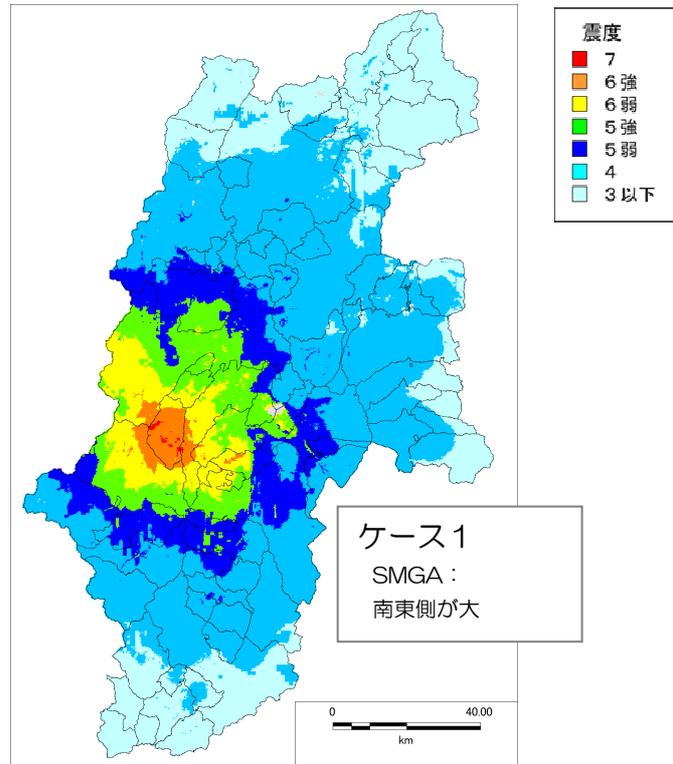
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分

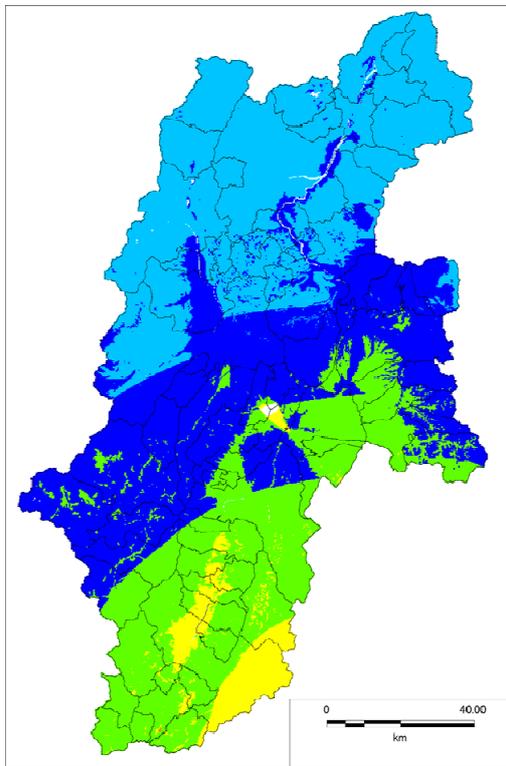


(図1-11) 境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分

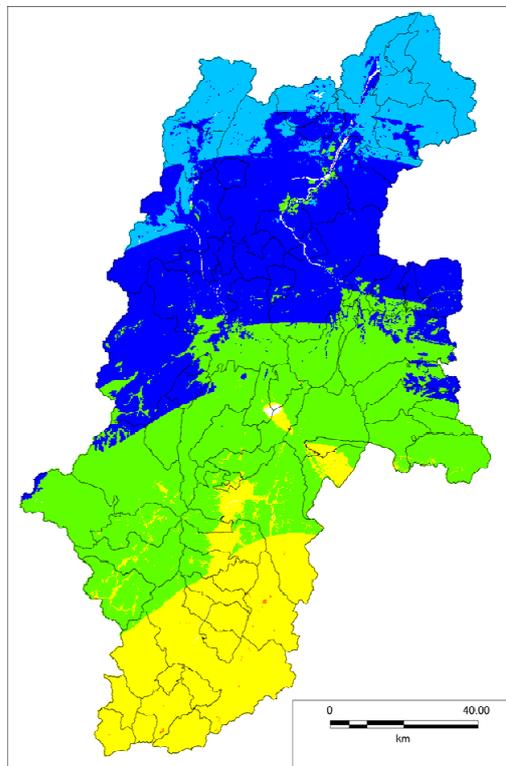


(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3) 須坂市被害想定(建築物被害) (出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書) (単位：棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	170	1,200
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	—	冬18時	強風時	30	230
		北側	—	冬18時	強風時	0	*
		南側	—	冬18時	強風時	0	0
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	0	0
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	0	0
海溝型地震	想定東海地震		—	冬18時	強風時	0	0
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		—	冬18時	強風時	0	0
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		—	冬18時	強風時	*	10

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

*：わずか

(表1-4) 須坂市被害想定(人的被害)(出典:第3次長野県地震被害想定調査報告書)

(単位:人)

種類	地震名	死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数	
内陸型 活断層型 地震	長野盆地西緑断層帯の地震	10 (10)	190 (190)	100 (100)	1,790	
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	* (*)	50 (50)	10 (10)	390
		北側	* (*)	10 (10)	* (*)	20
		南側	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	伊那谷断層帯(主部)の地震	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
	木曾山脈西緑断層帯(主部北部)の地震	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0		
海溝型 地震	想定東海地震	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)	* (*)	* (*)	* (*)	10	

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

*: わずか

※ 観光客を考慮した場合

※ ()内は建築物倒壊による死者数等。

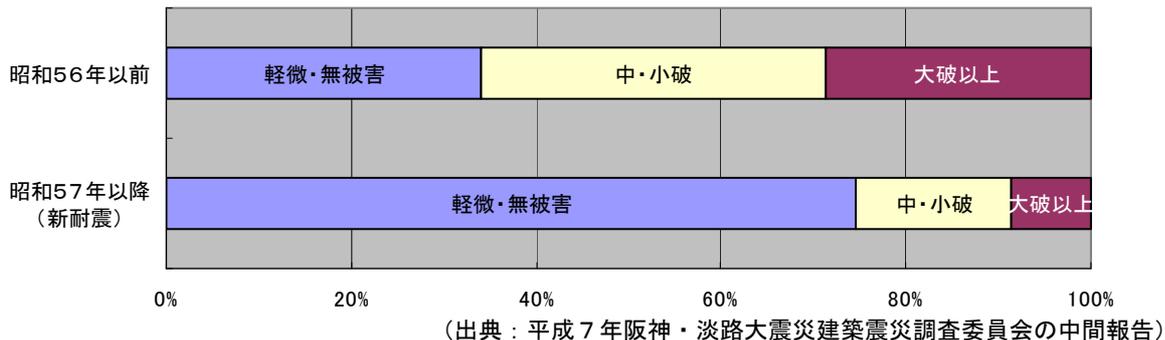
※ 発生二日後の被害状況。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

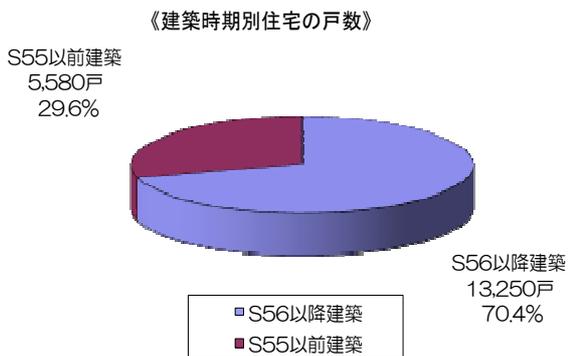
昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



(2) 建築時期別の住宅の状況等

令和 5 年の「住宅・土地統計調査」によると、市内の住宅総数は、18,830 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、5,580 戸で全体の 29.6% を占めています。平成 30 年と令和 5 年の統計を比べると、昭和 55 年以前に建築された住宅が 420 戸増加し、昭和 56 年以降に建築された住宅が 720 戸減少しています（表 1-5）。



(表 1-5) 建築時期別住宅戸数

(単位：戸)

住宅総数	(R5)	(H30)	(H25)
住宅総数	18,830	19,130	18,500
うち昭和 55 年以前建築	5,580 (29.6%)	5,160 (27.0%)	6,730 (36.4%)
～S35	2,050	2,090	1,390
S36～45	3,530	3,070	1,650
S46～55	3,530	3,070	3,690
うち昭和 56 年以降建築	13,250 (70.4%)	13,970 (73.0%)	11,770 (63.6%)
S56～H2	3,170	3,780	3,270
H3～12	3,580	4,550	4,680
H13～	6,500	5,640	3,820

(出典：H25、30 及び R5 住宅・土地統計調査)

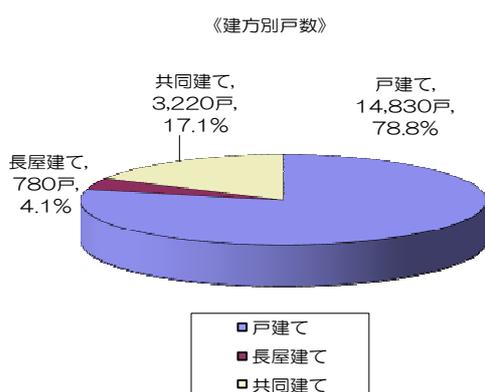
- ※ 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が 5 年ごとに実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。
- ※ 住宅・土地統計調査は国の基幹統計調査として位置づけられていますが、その調査方法は無作為抽出で行われており、回答数や住宅状況は地域により偏りが生じている可能性があります（以下同じ）。

市内の住宅を建方別にみると、全体の約 79%を占める戸建ての約 31%が昭和 55 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約 25%を占めています。

また、長屋建ては構成比が約 4%と低く、昭和 55 年以前に建築された割合は約 60%となっており、住宅総数に対する割合は約 2%と低くなっています。

一方、共同建ては住宅総数の約 17%を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和 55 年以前に建築された割合は約 15%となっており、住宅総数に対する割合は約 2%と低くなっています（表 1-6）。

（表 1-6）建方別建築時期別住宅数 （単位：戸）



	住宅数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	住宅数	住宅数に対する割合
戸建て	14,830 (13,870)	78.8% (72.5%)	4,630 (4,560)	31.2% (32.9%)
長屋建て	780 (960)	4.1% (5.0%)	470 (390)	60.3% (40.6%)
共同建て	3,220 (4,300)	17.1% (22.5%)	480 (170)	14.9% (4.0%)
計	18,830 (19,130)	100%	5,580 (5,120)	29.6% (26.8%)

注) 上段は R5 年、下段は H30 年の数値
(出典：H30 及び R5 住宅・土地統計調査から推計)

持ち家は 14,510 戸あり、全住宅に占める割合は約 77%で、そのうちの約 3 割が昭和 55 年以前に建築されています（表 1-7）。

（表 1-7）持ち家の建築時期別住宅数 （単位：戸）

	住宅戸数		うち昭和 55 年以前建築戸数	
	住宅戸数	構成比	住宅戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	14,510 (13,970)	77.1% (73.0%)	4,460 (3,770)	30.7% (26.9%)

注) 上段は R5 年、下段は H30 年の数値
(出典：H30 及び R5 住宅・土地統計調査から推計)

また、市では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成 17 年度から、須坂市住宅耐震改修事業を実施してきました。診断を実施した住宅は 21 年間で 2,623 戸、そのうちの 61 戸で耐震改修を行っています（表 1-8）。

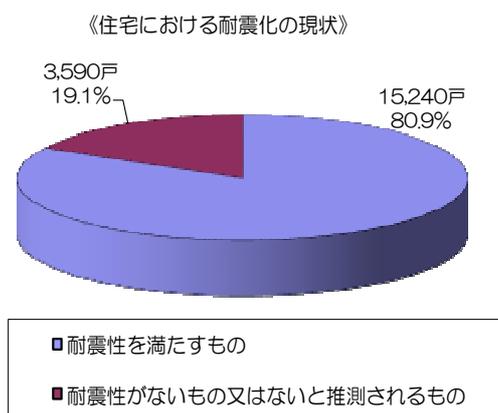
（表 1-8）耐震診断・改修の実績 （単位：戸）

耐震診断	H17~H30								
	H17~H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
住宅	2,556	5	2	4	8	8	10	30	2,623
避難施設	50	-	-	-	-	1	-	-	51
特定建築物	6	-	-	-	-	-	-	-	6
耐震改修	H17~H30								
	H17~H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
住宅	52	1	2	-	2	-	3	1	61
避難施設	6	-	-	1	1	1	1	1	11
特定建築物	-	-	-	-	-	-	-	-	0

※上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断を合わせた件数
※住宅の耐震改修には、現地建替え・除却を含む

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 15,240 戸となり、市内における住宅の耐震化率は、現状で約 81%と推計されます（表 1-9）。

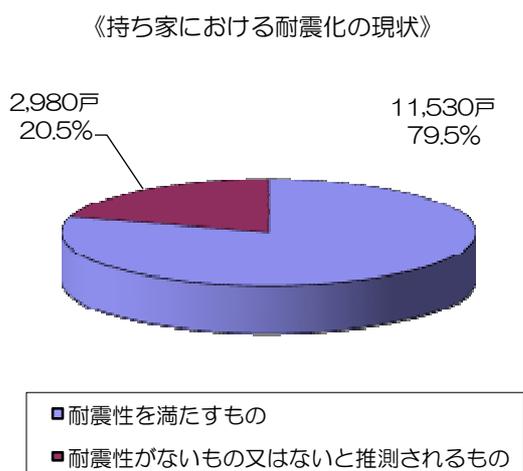


（表 1-9）住宅の耐震化率の現状（単位：戸）

住宅総数 (a=d+e)	18,830 (19,130)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	15,240 (15,430)
耐震化率 (c=b/a)	80.9% (80.7%)
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	13,250 (13,970)
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	5,580 (5,160)
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	1,540 (970)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	450 (490)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	3,590 (3,700)

注) 上段は R5 年、下段は H30 年の数値
(出典：H30 及び R5 住宅・土地統計調査から推計)

また同様に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 11,530 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で約 80%と推計されます（表 1-10）。



（表 1-10）持ち家における耐震化率の現状（単位：戸）

持ち家総数 (a= d+e)	14,510 (13,970)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	11,530 (11,290)
耐震化率 (c=b/a)	79.5% (80.8%)
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	10,050 (10,200)
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	4,460 (3,770)
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	1,030 (600)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	450 (490)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	2,980 (2,680)

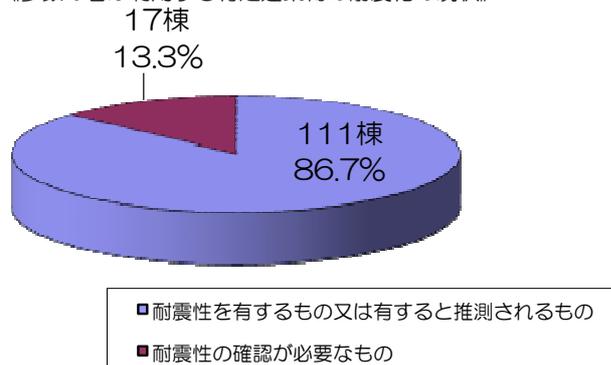
注) 上段は R5 年、下段は H30 年の数値
(出典：H30 及び R5 住宅・土地統計調査から推計)

耐震化率の上がった理由としては、昭和 55 年以前に建築された住宅が増加し、昭和 56 年以降に建築された住宅が減少していることが影響していると考えられます。

(4) 多数の者が利用する建築物（別表 1）の耐震化の現状

市内の多数の者が利用する建築物は、市有施設を含め 128 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築された 43 棟のうち、耐震性を有する又は耐震性を有すると推測される 26 棟に、昭和 57 年以降に建築された 85 棟を加えた 111 棟が、耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、現状で約 87% と推計されます（表 1-12、表 1-13）。

《多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状》



(表 1-12) 多数の者が利用する建築物（市有施設含む。）における耐震化率の現状（単位：棟）

多数の者が利用する建築物総数 (a=b+g)	128
耐震性を満たすもの (b=d+f)	111
耐震化率 (c=b/a)	86.7%
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	85
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	43
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	26
耐震性の確認が必要なもの (g)	17

(表 1-13) 多数の者が利用する建築物（市有施設含む。）の耐震化の現状（詳細）（単位：棟）

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
令和 2 年における棟総数	8	39	2	10	64	123
令和 5 年における棟総数 (a=b+g)	8	39	2	11	68	128
耐震性を満たすもの (b=d+f)	8	39	0	10	54	111
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%	0.0%	90.9%	79.4%	86.7%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	3	23	0	9	50	85
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	5	16	2	2	18	43
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f)	5	16	0	1	4	26
耐震性の確認が必要なもの (g)	0	0	2	1	14	17

(5) 緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化の現状

地震による災害時に、救急・消防活動や救援物資の輸送等のため、通行を確保すべき道路として長野県地域防災計画に定める道路を緊急輸送道路として指定しています。

この緊急輸送道路沿いに接する昭和56年5月以前に建築された沿道建築物^{※6}は、約31棟^{※7}あります。これらの建築物については、引き続き耐震化を促進します（表1-14）。

（表1-14）緊急輸送道路の現状

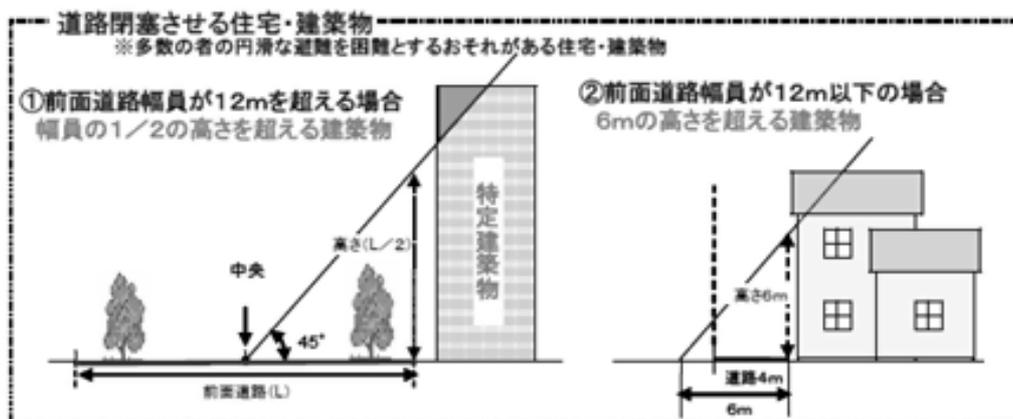
道路指定区分	路線名
法第5条第3項第3号に基づく長野県地域防災計画に定める「緊急輸送道路」	上信越自動車道
	国道403号・406号の一部
	主要地方道長野須坂インター線の一部・須坂中野線・豊野南志賀公園線

※6 昭和56年5月以前に建築されたもので、次に掲げる建築物

- ・建築物の各部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、前面道路の幅員の2分の1に相当する距離（前面道路の幅員が12m以下の場合は6m。）を加えたものを超える建築物。

※7 正確な建築物の高さ等の測量により、棟数が変動する可能性があるため、暫定数値としています。

（図1-15）緊急輸送道路等沿道建築物（多数の者が利用する建築物）の高さ要件



出典：国土交通省ホームページ

(6) 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の法改正により、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁へ報告することが義務付けられました。市内においては、ありません。

(7) 公共建築物（市有施設）

市有施設については、市有施設耐震化整備プログラムに基づき主要施設55棟の耐震化が完了しました。

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標

基本方針において、住宅については令和 17 年度までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。県計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、令和 12 年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を 92%とします。

イ 多数の者が利用する建築物については、耐震性が不十分なものをおおむね解消することとします。

(1) 住宅(目標を達成するための耐震化の方向性)

目標の達成に向けては、今後 5 年間で建替え等による耐震化率 86.2%を踏まえ、市民に対する周知や施策の推進により、目標値を 92%とします。今後更に住宅にあっては 1,080 戸の耐震改修が必要になります(表 1-15)。

(表 1-15) 令和 12 年度における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住 宅
令和 5 年における住宅総数 (a)	18,830
耐震性を満たすもの (b)	15,240
耐震化率 (c=b/a)	80.9%
令和 12 年度における住宅総数の推計値 (d)	18,890
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和 12 年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの(建替等に伴う更新による) (e)	16,290
建替等に伴う更新による令和 12 年における耐震化率 (f=e/d)	86.2%
目標(92%)を達成するために令和 12 年度時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	17,370
令和 12 年度までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	1,080
令和 12 年度における耐震化率の目標 (i=g/d)	92.0%

(2) 多数の者が利用する建築物(目標を達成するための耐震化の方向性)

地震災害時に、避難施設となる学校等やけが人の手当を行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体(民間又は公共)に関わらず、特

に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する建築物について、地震防災上の観点から用途を5つの区分に分類し、それぞれについて現状の耐震化の状況等を踏まえ、次のとおり目標を設定します（表1-16）。

I	災害応急対策を実施する拠点となる建築物	100%
II	災害時に避難施設となる建築物	100%
III	災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	95%
IV	被災時要援護者が利用する建築物	95%
V	その他の建築物	95%

（表1-16）令和12年度における多数の者が

利用する建築物（市有施設含む。）の耐震化率の目標（詳細）

（単位：棟）

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
令和7年における棟総数（a）	8	39	2	11	68	128
耐震性を満たすもの（b）	8	39	0	10	54	111
耐震化率（c=b/a）	100.0%	100.0%	0.0%	90.9%	79.4%	86.7%
令和12年度に於ける棟総数の推計値（d）	8	39	1	11	73	132
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和12年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの（建替えに伴う更新）（e）	8	39	0	10	59	116
建替えに伴う更新による令和12年度における耐震化率（f=e/d）	100.0%	100.0%	0.0%	90.9%	80.8%	87.9%
目標を達成するために令和12年度時点で耐震性を満たす必要がある棟数（g）	8	39	1	11	70	129
令和12年度までに耐震改修が必要な棟数（h）	0	0	1	1	11	13
令和12年度における用途区別の耐震化率の目標	目標達成済み	目標達成済み	100% ≥ (95.0%)	100% ≥ (95.0%)	95.9% ≥ (95.0%)	97.7% ≥ (95.0%)

4 公共建築物の耐震化の目標等

公共建築物は、災害時に①庁舎等は被害情報の収集や災害対策指示が行われるなど災害対策本部として、②学校や体育館は避難所等として活用されるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。

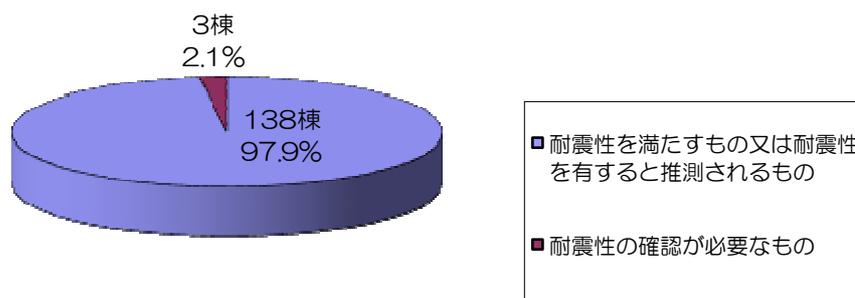
公共建築物のうち市有施設（以下「市有施設」という。）にあつては、「市有施設耐震化整備プログラム」に基づき、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）の耐震化を優先に耐震化を推進します。また、プログラム対象外となつていた施設等の耐震対策を引き続き推進することとします。

(1) 市有施設の耐震化の現状と目標

市有施設のうち災害拠点施設等（市営住宅を除く。以下同じ。）は 141 棟あり、昭和 56 年以前に建てられたものが 63 棟（構成比 44.7%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは 60 棟で、昭和 57 年以降に建てられた 78 棟を加えた 138 棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は 97.9%となります。

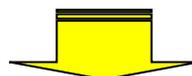
市有施設の令和 12 年度における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において 100%とします（表 1-17）。

《市有施設のうち災害拠点施設等の耐震化の現状》



(表 1-17) 市有施設のうち災害拠点施設等（市営住宅除く。）の耐震化の現状及び目標 (単位：棟)

建築物の分類	本庁舎 消防署等	小中学校 体育館	社会福祉 施設等	左記以外 の用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	22	88	12	19	141
耐震性があると判断され るもの (b=d+f)	21	87	12	18	138
耐震化率 (c=b/a)	95.5%	98.9%	100.0%	94.7%	97.9%
昭和 57 年以降に建築さ れた棟数 (d)	9	45	12	12	78
昭和 56 年以前に建築さ れた棟数 (e)	13	43	0	7	63
耐震性を有するもの 又は有すると推測さ れるもの (f)	12	42	0	6	60
耐震性の確認が必要 なもの (g) ※	1	1	0	1	3



令和 12 年度における 耐震化率の目標	100%
-------------------------	------

※ 上記耐震化には、除却・改築等を含む。

(2) 市営住宅の耐震化の現状及び目標

市営住宅は、15団地、611戸、126棟を管理しています（令和7年4月1日現在）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは99棟で、現在耐震性が確認されているのは33棟です。耐震性を満たす33棟と昭和57年以降に建築された27棟をあわせると60棟で、現在の耐震化率は47.6%となっています（表1-18）。

市営住宅にあっては、「須坂市公営住宅等長寿命化計画（2024年3月）」に基づき市営住宅の集約、再編及び用途廃止等を進めることで、耐震化を推進します。

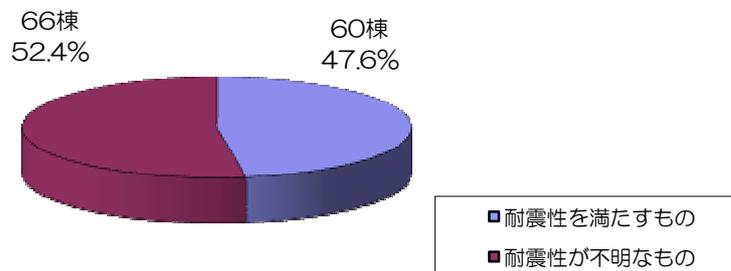
また、令和12年度における市営住宅全体の耐震化率の目標値を70%とします。

（表1-18）市営住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

建築物の分類	低層	中・高層	合計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数（a） （構成比）	109 (86.5%)	17 (13.5%)	126 (100%)
耐震性を満たしているもの（b）	43	17	60
耐震化率（c=b/a）	39.4%	100%	47.6%
昭和57年以降に建築された棟数（d）	10	17	27
昭和56年以前に建築された棟数（e）	99	0	99
耐震性を有するもの（f）	33	0	33
未診断（g）	66	0	66
耐震化率の目標（h）	60.0%	100%	70.0%

《市営住宅の耐震化の現状》



(5) 耐震診断結果の公表

市有施設にあっては、耐震化の状況を別途、市のホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図2-1）

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は十分に進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度や耐震改修工事の減税制度の活用等も考えられます。

また、大規模地震により被害を受けた場合には、住宅の修復や家財の購入など生活の再建に多額の費用が掛かりますが、公的な支援や義援金だけでは十分とはいえないので、地震保険・共済へ加入することも必要です。

イ 建築関係団体等

建築関係団体やNPOにあっては、市民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。特に、住宅所有者の費用負担低減のために低コスト工法を活用する設計者や施工者の育成、地域課題に適した設計を行う設計者の育成が必要になります。

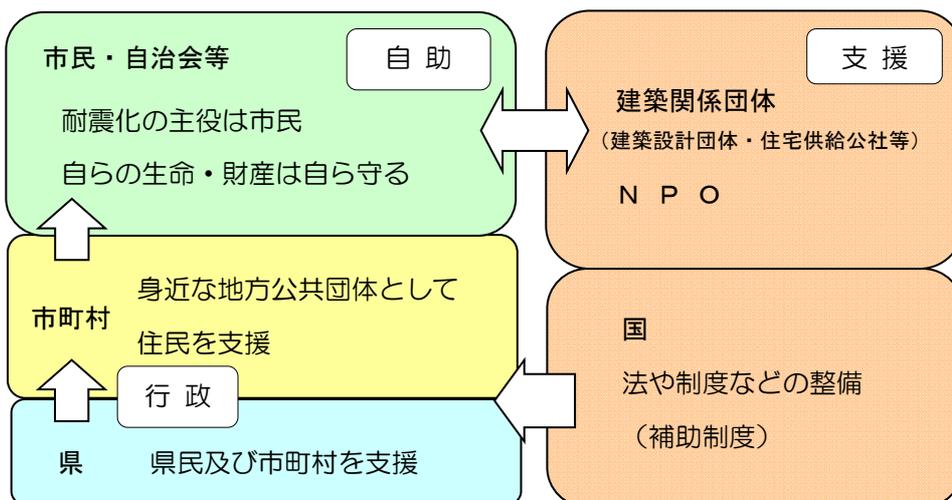
ウ 市

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、地域の実状に依りて所有者が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、引き続き負担軽減のための必要な支援策を構築するなど、県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

エ 県

県は、所有者や市町村の取組みをできる限り支援する観点から、必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

(図2-1) 耐震化を推進するための役割分担 (イメージ)



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業等の実施

市においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成 17 年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）（補助事業）を受けて、須坂市住宅・建築物耐震改修事業を実施してきました。市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和 56 年以前の住宅等について、耐震診断及び耐震改修に対し、引き続き支援をしていきます（表 2-1）。

また、所有者が耐震改修等を行う上での負担軽減のため、施工業者が補助金を受け取る代理受領制度、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度の普及に努めるとともに、省エネ改修やバリアフリー改修とあわせた耐震改修支援制度の在り方についても検討していきます。

イ 古民家の支援

住宅の中でも古民家は、地域の原風景を構成する重要な要素ですが、古民家に適した調査や耐震診断、外観を生かした耐震改修工法が普及していないこともあり、歴史的資源である古民家を継承していくためには課題もあります。今後、古民家に対する支援の在り方も検討していきます。

（表 2-1）事業の概要

区 分	耐震診断 (木造戸建)	耐震診断 (木造戸建以外)	耐震改修 (現地建替含む)	除却
対象建築物	昭和56年以前の住宅			
助成内容	市が耐震診断士を派遣	耐震診断に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成	除却工事に要する経費に助成
補助対象経費	8.8万円/戸 (所有者負担無)	耐震診断費の2.5割 (補助限度額 13.6万円/戸)	改修工事費の8割 (補助限度額 100万円/戸)	除却工事費の5割 (補助限度額 83.8万円/戸)
補助率	国:1/2 県:1/4 市:1/4	国:1/3 県:1/6 市:1/6	国:2/5 県:1/5 市:1/5	国:1/4 県:1/8 市:1/8

ウ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化をより一層促進するための新たな取組み、新たな行動計画として、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、

耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組の強化を推進します。

エ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、費用負担低減のための低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された新たな耐震補強工法（耐震金物）等に関して、市民に周知していきます。

また評価結果については、県のホームページで公表しています。（表 2-2）

（表 2-2）耐震補強工法の件数

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震改修工法等（R7.4.1 現在）	(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震改修工法等 3件

オ 建替え、住替え等の促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替えや住替え、除却等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約 40 年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、住宅の除却、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、平成 19 年度から耐震診断に対する支援を実施してきました。今後もこれらの支援制度の活用とともに、中小企業経営者が一定の優遇を受けられる融資制度（長野県中小企業融資制度）の案内など、引き続き、県や関係機関と連携しながら耐震化の促進を図っていきます。（表 2-3）

(表2-3) 支援事業の概要

区 分	項 目	耐震診断	
住宅以外の 建築物	対象建築物	特定既存耐震不適格建築物	
	助成内容	耐震診断に要する経費(設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する経費を含む。)に助成	(※1)建築物の床面積により 単価の引き下げあり。 延べ面積 1,000㎡未満 : 3.67 千円/㎡ 延べ面積 1,000㎡以上 2,000㎡未満 : 1.57 千円/㎡ 延べ面積 2,000㎡以上 : 1.05 千円/㎡
	補助対象 限度額	1.05~3.67千円/㎡(※1)の 2/3を補助限度額 (設計図書の復元、第三者機関の 判定等を行う場合は1,570千円 を加算。)	
	補 助 率	国: 1/3 県: 1/6 市: 1/6	

(3) 避難施設に関する支援

地震時に避難施設(地区公会堂)となる建築物の耐震化に対し支援していきます(表2-4)。

(表2-4) 事業の概要

区 分	耐震診断	耐震補強
対象建築物	昭和56年以前の避難施設	昭和56年以前の避難施設
助成内容	市が耐震診断士を派遣	耐震補強工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	耐震診断に要する経費	51.2千円/㎡
補 助 率	国 : 1/3 県 : 1/3 市 : 1/3	国 : 1/3 県 : 1/3 市 : 1/3

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、広報紙の活用、SNS による周知のほか、所有者へのダイレクトメールや個別訪問等により、耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修などに関する資料等により、市民等に対して引続き情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、特定行政庁に加え、市では「耐震改修相談窓口」を設けています。

また、住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県が実施している耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」や「木造住宅耐震リフォーム達人塾」等受講修了者の登録簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します（表 2-5）。

（表 2-5）耐震診断士の登録数

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（R7.3.31 現在）	2,600名
改修事業者の公表数（R7.3.31 現在）	444 事業者

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生する恐れがあります。平成 23・24 年度に市内の 11 小学校の通学路において、ブロック塀の安全点検を実施し、所有者へ結果をお知らせしました。今後も建築物防災週間等の機会をとおして、通学路等を中心に危険個所の点検、指導を進めます。

また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援すると共に、危険なブロック塀等の転倒防止対策に対する補助事業を進めます（表 2-6）。

（表 2-6）事業の概要

区分	対象ブロック塀等	助成内容	補助対象経費	補助率
改修工事	市内全域の道路及び市有施設の隣地境界に面する危険なブロック塀等	ブロック塀等の撤去又は改修に要する費用	改修工事費の 2 割 (補助限度額 10 万円)	国：1/2 市：1/2

(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日にまで建築された住宅への対応

平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組工法の木造住宅について、耐震性能の検証が適切に行われるよう、所有者等に対して周知し、その対策の実施を促していきます。

(3) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は柱や梁といった建物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、県と連携して進めます。

(4) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事例が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防本部・署と連携して進めます。

(5) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設けるなどの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、県と連携して進めます。

(6) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を県や関係機関と連携して周知・促進します。

(7) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を県と連携して周知・促進します。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「長野県地域防災計画」に定められた緊急輸送路（1次～3次）を指定し、その沿道建築物の耐震化を推進することとします。

また、法第5条第3項第2号に基づく耐震診断を義務付ける道路の指定については、沿道建築物の実態調査等を基に、代替機能のある路線の整備状況等を踏まえつつ、県や関係部局と協議、調整のうえ、引き続き検討を行います

6 地震被害からのリスクを低減するための方策や日頃からの災害への備え

最終的には住宅全体の改修を想定しつつ、当面の措置として、耐震基準に満たない水準で補強する段階的な耐震改修工事の支援や、防災ベッド、シェルターの在り方の検討、感震ブレイカー設置促進、地震保険・共済への加入促進等を実施します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が、耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、「地震防災マップ」を作成（平成23年3月）し、全戸配布・ホームページ等での公表をしています。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市及び県の建設事務所建築担当課に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、SNS、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。アクションプログラムに基づき耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発を行うとともに、耐震診断をした所有者に対しては、結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を行っていきます。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や耐震改修に対する補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、区等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなど出前講座等を実施します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の内外装の改修や水回りの更新、省エネ改修、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事や、空き家対策と連携した古民家リノベーション等による空き家の利活用時に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的です。そのような改修提案を行うことを建築士等に促し、各種リフォームに併せた耐震改修へと誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェア等と併せて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

5 地元自治会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が、生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険個所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、県と連携し、啓発や必要な支援を行います。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用から市町村が交付した補助金を差し引いた額の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和7年9月現在）。こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。また、耐震改修に必要な手元資金がない、自宅を相続させる予定がない等の理由により耐震改修に前向きでない高齢者に対して、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの周知等を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者に対しては必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内の特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表4-1）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。
- (2) 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。
- (3) 公表は、公報やホームページ、各建設事務所へ掲示することにより行います。

（表4-1）法に基づく区分

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 （法第14条、法15条第1項）	特定既存耐震不適格建築物 （法15条第2項）	指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 （法第16条第1項、第2項）	—	—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、県と連携して対応します。
- (2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、県と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、県及び建築関係団体等による長野県木造住宅耐震診断推進協議会や事業者団体等とも連携を図りながら、耐震化の的確な実施を推進します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次に事後評価を行うこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上建築物)

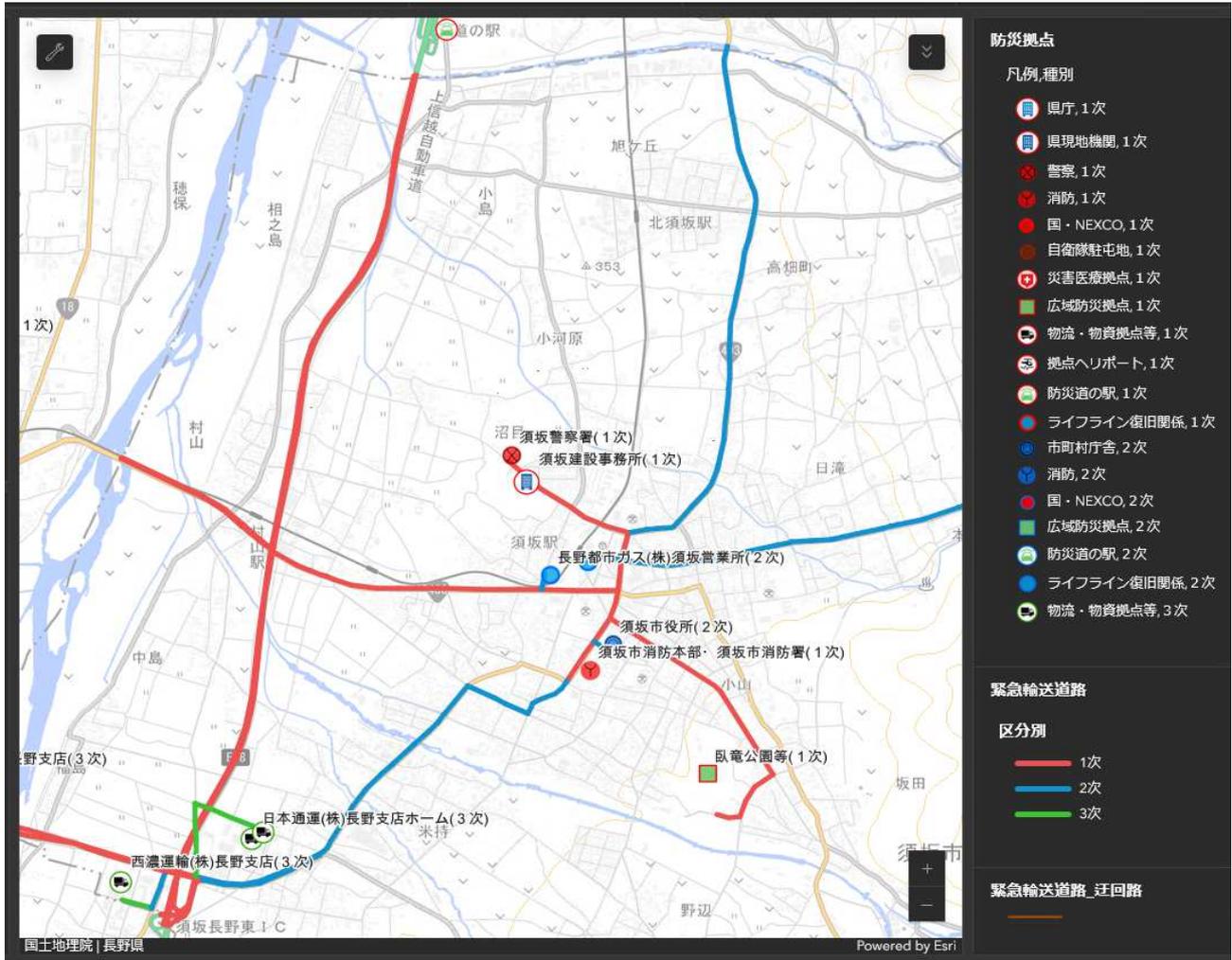
用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
病 院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館			
遊技場		階数3以上かつ2,000㎡以上	
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			

別表2（要緊急安全確認大規模建築物）

※耐震診断義務付け対象建築物（旧耐震基準で建築）

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用 に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

別図 1 (須坂市緊急輸送路図)



出典：長野県インフラデータプラットフォーム緊急輸送道路ダッシュボード

須坂市耐震改修促進計画改定の経緯

平成20年3月 策定

平成25年3月 改定

平成28年4月 改定

令和 3年3月 改定

令和 8年3月 改定